

## 社会福祉施設（入所施設）における費用徴収基準の 当面のあり方について（意見具申）

昭利62年12月7日  
中央社会福祉審議会企画分科会，身  
体障害者福祉審議会企画分科会及び

中央児童福祉寮議会企画部会小委員会  
合同会議（福祉関係三審議会合同  
企画分科会）

本合同企画分科会は，社会福祉馴鹿め中長期的な見直しをすすめているところであるが，本分科会に設置した費用負担問題小委員会において，社会福祉施設（入所施設）における費用徴収基準のあり方について検討が行われてきたところである。

本日，費用負担問題小委員会より別紙のとおり報告が行われたが，その内容について本分科会においても検討を行ったところ適当と考えられるので，本分科会の意見として具申するものである。

別 紙

### 費用負担問題小委員会報告

昭和62年12月7日

#### 1 はじめに

本委員会は，1月19日の合同企画分科会において，身体障害者更生援護施設，精神薄弱者援護施設，老人福祉施設及び児童福祉施設のうちのいわゆる措置施設（通所施設を除く。以下「入所施設」という。）における費用負担の基本的な考え方，共通的な費用負担の仕組み等を検討するために設置されたものである。

入所施設における費用負担のあり方については，その財源構成や資産の取り扱い等中長期的に検討すべき課題も多い。しかしながら，本委員会では，さしあたり現行の費用徴収基準が当面する課題について緊急に検討を行いここに，結論を得たので，その検討結果を報告するものである。

#### 2 費用徴収基準に関する基本的考え方

入所施設においては，一般に，入所者本人又は民法に定める扶養義務者からは，その負担能力に応じて入所者の措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができるかとされている。

入所施設における費用徴収制度は，限られた資源の効率的，合理的な配分を図るという目的を有するとともに，在宅の者との負担の均衡，さらには入所者の自立意識を醸成するための方途としての役割も有しており，負担能力に応じた相当の負担を求めるといった基本的考え方は堅持し，今後とも費用負担の適正化を推進すべきである。費用徴収基準のあり方は，社会経済情勢の変化に対応して常に検討が加えられるべきものであり，当面，次のような基本的方向に沿って見直しを行う必要がある。

- (1) 入所者本人からの徴収に一層の重点を置くこと。

(2) 各施設の特性にも配慮しつつ、可能な限り、整合性をもった取り扱いとすること。

### 3 徴収対象者の範囲

費用徴収の対象者は、入所者が成人の場合、入所者本人のほか(2)で検討されるような扶養義務者とすることが適当である。

#### (1) 扶養義務者の取扱い

2で述べたとおり、今後の入所施設における費用徴収は、入所者本人からの徴収に重点を置くべきであるが、我が国における国民一般の親族扶養との均衡等を勘案すると、扶養義務者のすべてを費用徴収の対象から除外することは、適当でないと考えられる。従って、補完的な位置付けながらも、一定の扶養義務者については、費用徴収の対象とすることが適当である。

なお、入所者が未成年である場合には、社会通念からも現行の扶養義務者の取扱いが適当であると考える。

#### (2) 対象とする扶養義務者の範囲

民法上の扶養義務者は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び家事審判により決定された3親等内の親族となっているが、これを入所施設に係る費用徴収の対象とする範囲として、そのまま採用することは適当でない。入所施設において費用徴収の対象とする扶養義務者の範囲については、種々議論のあるところであるが、国民一般の親族扶養の実態や扶養意識が変化してきていること、障害者の自立が一層求められていること等を勘案し、各施設ごとに見直しを行う必要がある。

具体的には、成人に係る費用徴収については、入所の際に同居していた入所者の配偶者及び子を原則とするのが適当と考えられる。ただし、これは、あくまで原則的考え方であって、ひとり暮らし老人について、同居世帯との公平を図るという観点から別居の子も対象とする等合理的な理由のあるケースについては別途の取扱いを検討することも必要である。

### 4 徴収限度額

入所者等が費用徴収される額の限度は、原則として措置に要する費用の全額とされており、この基本的考え方を特に変更する理由は見出しがたい。従って、暫定的に設けられている限度額については、負担の公平の観点から、当面、段階的に引き上げていくことが適当である。

ただし、障害者の更生施設及び授産施設については、予定期間費用徴収限度額の特例が設けられているところであるが、この期間を過ぎても更にこれらの施設で訓練を続ける者の意欲を阻害しないよう、特例期間経過後の費用徴収の上限についても、配慮をすべきである。

なお、老人保健施設の創設やいわゆるシルバーサービスの登場にみられるように、社会福祉施設をとりまく環境の変北も進みつつあり、これらの新しい動きを見据えた上で、在宅福祉サービスや医療サービスも含めた社会サービス全体の費用負担の体系の整合性に関する検討を引き続き行う必要がある。

### 5 徴収基準

入所者本人の徴収基準については、少なくとも食費相当額は費用徴収という原則をさらに徹底したうえで、基本的には現行の仕組みを維持するのが適当である。また、扶養義務者の徴収基準は、課税額が増加するに従って、徴収額が累増する仕組みとなっており、基本的にはこれを維持するのが適当である。また、今後の入所施設における費用負担基準の適正化を推進するにあたっては、入所者本人からの徴収に重点を置くべきであること及び入所者本人、扶養義務者とも上限に近い階層については、負担の累進性がきついものとなっていることに配慮したうえで徴収基準を検討すべきものとする。

福祉関係3審議会会同企画分科会  
費用負担問題小委員会名簿

石井岱三（全社協老人福祉施設協議会制度政策委員  
員長）

江草安彦（旭川荘理事長）

金瀬忠夫（社会福祉・医療事業団理事）

川崎満治（湘南アフターケア協会理事長）

高橋孝文（宮城県拓桃医療療育センター所長）

仲村優一（放送大学教授）

橋本司郎（評論家）

原田政美（東京都心身障害者福祉センター所長）